

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	社会福祉法	根拠条項	資料番号	9	担当課	保健福祉課又は地域福祉課
		63条2項	許認可等の内容			第一種社会福祉事業の変更の許可
<p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)]</p> <p>(変更)</p> <p>第63条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定による許可を受けた者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合に準用する。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第62条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 当該事業の営業者が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p> <p>(4) 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p> <p>(5) 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。</p> <p>5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に既定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与えなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>(施設の最低基準)</p> <p>第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。</p> <p>2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。</p>						